

令和3年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第6日目）
経済建設分科会審査記録

- 1 日 時 令和3年3月12日（金） 午後1時43分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第15号）
議第5号 令和3年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（8名）
- | | | | |
|----|-------------|------|--------|
| 1番 | 姫路 敏君 | 2番 | 山田 勉君 |
| 3番 | 大滝 国吉君（委員長） | 4番 | 菅井 晋一君 |
| 5番 | 尾形 修平君 | 6番 | 川村 敏晴君 |
| 7番 | 川崎 健二君 | 副委員長 | 小杉 武仁君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（3名）
富樫 雅男君 高田 晃君 木村 貞雄君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田 敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|------------|---------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 建設課長 | 伊与部 善久君 |
| 同課整備室長 | 須貝 民雄君 |
| 同課整備室副参事 | 伊藤 孝雄君 |
| 同課管理室長 | 風間 貴志君 |
| 同課管理室係長 | 鈴木 清美君 |
| 同課管理室係長 | 矢部 和貴君 |
| 同課日沿道対策室長 | 高橋 和憲君 |
| 都市計画課長 | 大西 敏君 |
| 同課建築住宅室長 | 浅野 宏君 |
| 同課都市政策室長 | 小野 道康君 |
| 上下水道課長 | 山田 知行君 |
| 同課上下水道課参事 | 今井 雅仁君 |
| 荒川支所産業建設課長 | 渡邊 修君 |
| 神林支所産業建設課長 | 瀬賀 豪君 |
| 朝日支所産業建設課長 | 加藤 泰君 |
| 山北支所産業建設課長 | 小田 和弘君 |
- 10 議会事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 局長 | 小林 政一 |
| 書記 | 中山 航 |

（午後 1時43分）

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本特別委員会の審査については、本特別委員会に設置した経済建設分科会の所管事務について審査することとした。

分科会長（川崎健二君）経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第5号及び議第28号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課分について審査した後、議第5号及び議第28号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第11 議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第15号）のうち本分科会所管分を議題とし、担当課長（建設課長 伊与部善久君、都市計画課長 大西 敏君）から、歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

（説明）

都市計画課長 それでは、歳入の都市計画課所管分についてご説明させていただく。11P、12Pを御覧ください。15款2項4目土木費国庫補助金の説明欄1、宅地耐震化推進事業費補助金261万8,000円の減額については、実績による補助金の減額によるものだ。以上だ。

歳入

第15款 国庫支出金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出

第8款 土木費

（説明）

建設課長 それでは、建設課分の歳出についてご説明をさせていただく。23P、24Pをお開きいただきたいと思う。8款2項2目道路維持費だ。中頃だけれども、説明欄を御覧いただきたいと思う。1、道路対策事業経費で測量設計等委託料で322万円の増額と工事請負費322万円の減額計上をさせていただいた。測量設計等委託料では、市道中小屋線川下小橋橋梁設計業務委託において、河川管理者である新潟県との占用協議で必要となった橋梁前後の取付け道路の設計委託料447万8,000円の増額と、地質調査等の測量調査等の委託料の精算額の確定による125万8,000円の減額との差引きにより322万円の増額計上をさせていただいた。また、工事請負費では社会資本総合整備交付金事業並びに道路メンテナンス事業補助の精算による額の確定によって322万円の減額計上をさせていただいた。次に、同じく8款2項3目道路新設改良費である。同じく説明欄を御覧いただきたいと思う。1、市道整備事業経費で637万5,000円の増額計上をさせていただいた。これは社会資本整備総合交付金事業の精算

調整によるものであって、測量設計等委託料では精算による額の確定により100万円の減額を、また工事請負費では事業費の精算調整により市道今宿7号線第二村上街道踏切改良工事で1,244万2,000円を増額し、補償金ではソフトバンク株式会社との電気通信事業用施設の支障移転補償の変更契約によって506万7,000円を減額計上させていただくものである。次に、2、道路改良事業職員人件費で199万1,000円を減額計上させていただいた。これは、年度途中の人事異動による人件費の調整によるものである。次に、4項2目河川改良費だが、財源更正であるが、これは現在県で実施をいただいている山北寝屋地区の急傾斜地崩壊対策事業における本年度の増加分の市負担金について、これ12月補正で計上させていただいたときには一般財源ということだったのだが、12月の起債申請で防災対策事業債の対象となったことから、一般財源から地方債への財源更正を行うものである。以上だ。

都市計画課長 同じページの下になる。8款6項1目都市計画総務費の説明欄1、都市計画総務一般経費の都市計画関係業務委託料288万2,000円については、大規模盛土造成地スクリーニング計画策定業務委託料等の実績による減額である。続いて、その下になる。8款6項3目公園費、説明欄1の新型コロナウイルス感染症緊急対策経費の施設維持保全業務委託料226万4,000円は、児童公園樹木伐採業務委託の実績による減額である。以上だ。

第2表 繰越明許費

(説明)

建設 課長 それでは、議件書、議第28号の4Pを御覧いただきたいと思う。上から6行目になるが、8款2項の道路橋りょう費、道路対策事業経費で2,285万円である。これは道路メンテナンス事業補助金、市道中小屋線川下小橋更新事業における橋梁設計業務委託において河川管理者である新潟県との協議に不測の日数を要し、年度内での履行ができなくなったために繰越しをお願いするものである。次に、その下、7行目になるが、8款2項の道路橋りょう費、市道整備事業経費で3,540万円である。これは社会資本整備総合交付金事業、市道今宿7号線第二村上街道踏切改良事業において東日本旅客鉄道株式会社に委託している軌道内の電力及び信号通信設備の支障移転工事で想定外の埋設物の対応によって不測の日数を要したことから、ソフトバンク株式会社との損失補償契約をしている電気通信事業用施設の支障移転が年度内で履行できなくなったことから、繰越しをお願いするものである。また、同社会資本整備総合交付金事業市道府屋勝木道路改良工事の用地測量業務において、地権者との境界確認に不測の日数を要したために年度内での履行ができなくなったために繰越しをお願いするものである。これら両事業合わせた繰越事業費となっている。以上である。

都市計画課長 そのすぐ下になる。8款6項土木費、都市計画費の新型コロナウイルス感染症緊急対策経費については、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費により、いこいの森児童公園に新しく複合遊具を設置する工事であるが、雪害により納品に遅れを生じたため繰越しをお願いするものである。以上だ。

第8款 土木費

(質疑)

姫路 敏 24Pのちょっと聞かせていただきたいのだけれども、市道整備事業委託の部分、こ

れ637万5,000円が100万円減額するという意味なの。どう読むのだ、これ。何回も見ているけれども、637万5,000円という市道整備事業経費があるではない。これは、100万円減額した数字にするということ。どういうこと。

建設 課長 これ市道整備事業経費で全体で637万5,000円の増額ということである。内訳の中では測量設計委託料で100万円減額、それから工事請負費で1,244万2,000円増額、それから保証料で506万7,000円減額ということである。

姫路 敏 600万円からの減額して、637万5,000円になるということ。工事請負費が増えたのか。何でそんななるの。これ予算立てたときここまで分からないの。半分減らして、こんなに請負費で1,200万円も増やしてという、そのこと自体が意味が分からない。聞かせてくれ、何でそうなったのか。

建設 課長 先ほどもちょっと申し上げたが、これ全部全て社会資本整備総合交付金事業であって、全体の事業の中にJRとの移転工事の費用とか、そういったものももろもろ含まれていて、JRさんのほうの精算がかなり大きな額で当初契約されているのだが、JRさんのほうで予定以下の数字になってくるということで、お金が余ってくるということで、その分を交付金の中で全体で調整しないといけないということで、いわゆる委託料で余ったものを工事費にさせていただいて、来年度やる予定だったものを前倒しで入れさせてもらっているというような形である。

姫路 敏 ちょっとよく分からないけれども、いろいろ技を使うということなのだろうけれども、測量等の委託料が100万円減額ということなの、これは何で。

建設 課長 これは、市道整備全体での測量設計委託料であって、入札の請け差であったり、最終的な精算によって100万円が余ってきたということである。

姫路 敏 測量の委託料というのは幾らだったわけ、当初。測量の委託というのは幾らの予定が幾らになって100万円を減額されたと言ってもらわないと分からないな。

整備 室長 お答えいたす。測量のほうだが、当初の契約額として1,413万8,100円の当初契約であったが、その後変更等あって精算見込みとして生じてまいって、最終的に残額として今回補正で上げさせてもらった100万円ほどの残が生じてきたということである。

姫路 敏 分かった。これ年度末なんていっていつも減額すると、こんなに余したから大したものだと思うところ多いようだけれども、当初の予算立てが甘いという考え方もあるのだ。だから、そういうようなことの観点からすると、この500万円減らして、1,200万円増やしてみたり、その辺の打合せというか段取りというか、やっぱりちゃんとしておかないと、予算立ての件でしっかりとしておかないと、何しているのだという話になるではないか。そのことを私は言いたい。どうだろう。

建設 課長 決してそのようなことでないので、例えば交付金事業で1,000万円の事業あって、工事費が例えば300万円で、さっき言ったJRの委託のやつが700万円で、合わせて1,000万円の交付決定をもらっているというような形になったときにJRに委託しているものが年度末になって100万円も余ってきたということになると、どうしてもその年度でその100万円を交付金として執行しないといけないので、それを工事費に回して、年度内で終わらなければ繰越しをして、1,000万円の事業費を終わらせるというような調整をやっていることであって、最初から見込みが甘くて余ってきたとか、そういう話では決していないので。

姫路 敏 よし、分かった。では、建設課長の予算立ては甘いものは一つもないのだと、こういう観点でよろしいか。

建設 課長 何度も言うけれども、交付金の場合だと総額が決まっています、その枠の中で全部行ったり来たりで総額で合わせないといけないということで、簡単に言うとそのやり取りを調整の中でやっているということである。

姫路 敏 分かった。取りあえず年度末になるとこういう補正というのが多々出てくるマイナスの予算、それはいいようだけれども、これはそういうことで分かったけれども、本来やっぱり予算を立てるときにしっかりと見積もっておかなければいけないというところでやってもらいたいと、こういうことである。以上だ。

第2表 繰越明許費

(質疑)

尾形 修平 4Pの繰越明許の関係なのだけれども、先ほど課長説明の中でいこいの森の遊具製作が間に合わなくてということで、それ致し方ないことかなと思うのだけれども、この1,100万円が令和3年度のほうでやるのだろうけれども、今後のいこいの森に關しての施設整備はどう考えているのだろう。まず、遊具が令和3年度に行くわけではないか、1,100万円分の遊具が。それで終わりなのか、その後も考えているのかということだ。

都市計画課長 今ほどのご質問であるが、このたびの遊具設置については青年会議所等からの要望があつて、福祉課、こども課等と一緒に市内で遊べる遊具のある施設ということで、一番代表的で来訪者も多いいこいの森にということで遊具設置をお願いしたところだが、当初はちょっとつかなかつたのだが、このコロナのおかげでつけることができたということで、今おっしゃった全体のことも当然今後は考えていかななくてはならないかと思うが、今当面については全体的な将来構想を持った遊具の設置ではない。

尾形 修平 今課長言うとおりの、たまたまコロナの予算がついて、それに回したということは十分分かっていてのだけれども、ただやっぱり市内の遊具の設置状況とか見ると、まだまだ足りない状況だというふうに市民の方からもいっぱい声が上がっているの、その辺令和3年度以降もそんな大きい金額でなくてもいいから継続してやってもらいたいと思うのだけれども、副市長、いかがだろう。

副市長 今いただいた市内の公園をはじめとする遊び場の遊具については、いろいろご要望もいただいているところである。繰り返しになるけれども、公共施設の今後の考え方の中にもこの公園施設が入っているの、その中で効果的、そして有効に活用できて、皆様方が遊びに来れるような、そんな公園づくりを目指しながら十分に検討してまいりたいというふうに思うので、よろしく願いいたす。

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第28号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第12 議第5号 令和3年度村上市一般会計予算のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分について、担当課長(建設課長 伊与部善久君、都市計画課長 大西 敏君、

上下水道課長 山田知行君) から、歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(説明)

建設 課長 それでは、建設課所管分の歳入についてのご説明をさせていただく。主に予算額の大きいもののみについて説明をさせていただくので、よろしく願いいたす。それでは、予算書の24P、25Pを御覧いただきたいと思う。第14款1項7目土木使用料、第1節の道路使用料である。説明欄を御覧いただきたいと思う。2、道路占用料で1,792万4,000円を計上させていただいた。これは、電力柱やN T T柱などの電柱のほかガス管などの令和3年度分の道路占用料を計上させていただいたものである。次の第2節河川使用料の1、河川占用料及び第3節の都市計画使用料のふれあい広場使用料については金額が少額であるので、説明を省略させていただく。

都市計画課長 それでは、都市計画所管分の主なものについてご説明させていただく。まず、同じ3節都市計画使用料については少額であり、省略させていただく。同じページのすぐ下になる。14款1項7目第4節の住宅使用料2,729万6,000円については、市営住宅管理戸数236戸、駐車場66区分分の現年度及び滞納繰越分の使用料である。以上だ。

建設 課長 続いて、26P、27Pを御覧いただきたいと思う。一番下の段になるが、2項6目第1節の土木手数料については説明欄の記載のとおりであるので、説明を省略させていただく。

都市計画課長 同じ28P、29Pの都市計画手数料については少額であり、説明を省略させていただく。

第15款 国庫支出金

(説明)

建設 課長 同じページになるが、15款1項3目第1節の災害復旧費負担金についても説明欄に記載のとおりであるので、説明を省略させていただく。続いて、30P、31Pを御覧いただきたいと思う。2項4目土木費国庫補助金、第1節の道路橋りょう費補助金である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、社会資本整備総合交付金で2億2,859万6,000円を計上させていただいた。これは、令和3年度の社会資本整備総合交付金の要望額である3億7,267万6,000円に対する国費相当額2億2,859万6,000円を歳入として計上させていただいたものである。なお、補助率については事業によって異なるが、0.535から3分の2となっている。次に、その下になるが、2、道路メンテナンス事業補助金で6,238万円を計上させていただいた。これは令和3年度の道路メンテナンス事業費補助金の要望額1億600万円に対する国費相当額であって、6,238万円を歳入として計上させていただいた。補助率については0.5885となっている。

都市計画課長 同じ第1節道路橋りょう費補助金については少額であり、省略させていただく。続いて、そのすぐ下になるが、2節の都市計画費補助金のうち説明欄1の都市計画分2,189万6,000円については歴史的風致形成建造物保存事業で1,113万3,000円、そのほか建造物外観修景事業、無電柱化事業の交付金である。次に、その下になる第3節

住宅費補助金については少額であり、省略させていただく。以上だ。

第16款 県支出金

(説明)

建設 課長 次に、32P、33Pを御覧いただきたいと思う。16款1項3目農林水産業費県負担金で第1節の農業費県負担金である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、地籍調査事業費負担金で1,620万円を計上させていただいた。これは令和3年度の地籍調査事業の要望額2,160万円に対する県負担金相当額であって、1,620万を歳入として計上させていただいたものである。なお、国費分を含めての県負担金となっていて、内訳は国が50%、それから県が25%であり、合わせて75%の負担金となっている。以上だ。

都市計画課長 34P、35Pの第5目第1節住宅費県補助金については少額であり、省略させていただく。

建設 課長 次に、ページをめくっていただいて36P、37Pになるが、3項3目第1節の港湾費委託金だが、説明欄のとおりであるので、説明省略させていただく。

都市計画課長 その下、第2節住宅費委託金1,557万5,000円のうち主なものについては説明欄の1、県営住宅管理委任交付金995万円は県営住宅の家賃収入の約23%が市に交付されるものである。そのすぐ下の説明欄3の県営住宅特別修繕交付金は、県営住宅の修繕費の交付金として524万7,000円である。

第17款 財産収入

(説明)

都市計画課長 続いて、同じ36、37P中段の17款1項1目第1節土地貸付収入のうち説明欄3の県営住宅敷地貸付収入400万8,000円は、県営住宅4か所の市有地借地料である。

第21款 諸収入

(説明)

都市計画課長 次に、40、41P、21款2項1目市預金利子及び4項1目第3節土木費貸付金元利収入については少額であり、省略させていただく。以上だ。

建設 課長 次に、44P、45Pを御覧いただきたいと思う。第21款6項6目第7節の土木雑入だが、説明欄に記載のとおりであるので、説明を省略させていただく。

都市計画課長 同じく土木雑入について、都市計画分も少額であり、省略させていただく。以上だ。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第4款 衛生費

(説 明)

上下水道課長 それでは、私のほうから上下水道所管分の一般会計予算案についてご説明いたす。各会計とも予算の受入先である歳入のほうでご説明をさせていただいたので、金額のみの説明にさせていただくので、よろしく願います。予算書の106P、107Pを御覧ください。4款1項1目保健衛生総務費のうち説明欄6の簡易水道事業会計繰出金2億6,129万6,000円だが、簡易水道事業会計への繰出金だ。続いて、説明欄7、上下水道事業会計繰出金1,965万5,000円だが、上水道事業会計への繰出金だ。以上だ。

第6款 農林水産業費

(説 明)

建設 課長 それでは、先ほどの歳入と同様に特に予算額の大きなものについて説明させていただくので、よろしく願います。126P、127Pをお開きいただきたいと思う。6款1項5目の農地費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。3、地籍調査経費で2,245万5,000円を計上させていただいた。内訳については国土調査法第10条2項の規定による調査業務委託での測量設計委託料2,086万9,000円のほか説明欄に記載のとおりとなっているので、御覧いただきたいと思う。なお、地籍調査の対象区域については神林第34計画区の塩谷の一部と、それから朝日第36計画区の檜原、板屋越、早稲田の一部となっている。次に、ページをめくっていただいて、5、地籍調査事業職員人件費で985万5,000円を計上させていただいている。これは地籍調査事業に係る職員の人件費であって、職員2名分を計上させていただいている。

上下水道課長 それでは、予算書の136P、137Pを御覧ください。6款4項1目農業集落排水処理施設費の説明欄1、下水道事業会計繰出金7億778万円だが、下水道事業会計の繰出金のうち集落排水事業分だ。

第8款 土木費

(説 明)

建設 課長 次に、146P、147Pを御覧いただきたいと思う。8款1項1目土木総務費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、土木総務管理経費並びに5の広域道路整備一般経費については説明欄に記載のとおりとなっているので、御覧いただきたいと

思う。金額が少額なので、説明を省略させていただく。次に、ページをめくっていただき、6、土木総務費職員人件費で1億8,248万1,000円を計上させていただいた。これは土木総務に係る本庁11名、それから支所12名、計23名分の職員人件費である。次に、8款2項1目道路橋りょう総務費である。同じく説明欄を御覧いただきたいと思う。1、道路橋りょう一般管理経費で4,009万4,000円を計上させていただいた。内訳の主なものとしたしては、光熱水費で道路照明等の電気料848万4,000円を、また日東道の地域活性化インターである神林岩船港インター、それから村上山辺里インター、朝日三面インターの除雪等の国土交通省への管理委託料として804万円を、道路台帳等の補正業務委託の測量設計委託料として1,414万4,000円を計上させていただいている。次の2、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業経費については、説明欄に記載のとおりとなっているので、説明を省略させていただく。次に、2目の道路維持費である。次のページにまたがっているが、説明欄を御覧いただきたいと思う。1、道路維持管理経費で1億546万1,000円を計上させていただいた。内訳の主なものとしたしては道路の舗装や側溝などの補修等に係る修繕料4,750万円を、また道路の除草や路面清掃等の維持、保全に係る業務委託料として4,700万円などを計上させていただいた。次に、2の道路対策事業経費として1億5,478万6,000円を計上させていただいている。測量設計等委託料として、市道北中大沢線中橋橋梁修繕業務委託ほか6件の業務委託料で3,204万1,000円を、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託で254橋の橋梁点検の橋梁点検委託料として4,100万円を計上させていただいた。また、工事請負費として市道瀬波32号線町裏橋梁修繕工事ほか11件の工事費として7,848万円を計上させていただいた。次に、3、除雪対策経費として5億7,773万8,000円を計上させていただいた。内訳の主なものとしたしては、消雪パイプ点検調整業務などの設備保守点検業務委託料で4,788万2,000円を、除排雪委託料で2億7,000万円を計上し、また工事請負費で市道川部11号線消雪施設散水管改修工事ほか6件の工事費3,598万7,000円を計上させていただいている。次に、3目の道路新設改良費だ。説明欄を御覧いただきたいと思う。市道整備事業経費で2億5,528万円を計上させていただいた。主なものとしたして測量設計等委託料で市道府屋勝木線の用地調査業務及び用地測量業務の委託料として1,700万円を、工事委託料として市道今宿7号線第二村上街道踏切改良工事における本体工事及び電力、信号通信設備工事のJRの委託料2億286万4,000円を、また工事請負費として市道今宿7号線道路改良工事ほか9件の工事費3,380万7,000円を計上させていただいている。次に、2、道路改良事業費職員人件費で5,023万6,000円を計上させていただいている。これは、道路改良事業に係る職員8名分の人件費を計上させていただいている。次に、152P、153Pを御覧いただきたいと思う。8款3項1目排水路維持費である。同じく説明欄を御覧いただきたいと思う。1、排水路維持管理経費で1,880万2,000円を計上させていただいた。内訳の主なものとしたしては排水路の修繕料269万円を、施設維持保全業務委託料として草刈りや江ざらいの委託料1,000万円を、また工事請負費として山居排水路ほか防草コンクリート舗装工事ほか2件の工事費610万円を計上させていただいている。次に、2目の排水路新設改良費だ。同じく説明欄を御覧いただきたいと思う。排水路新設改良経費で490万円を計上させていただいた。これは測量設計等委託料で松喜和地区排水計画基礎調査業務委託の経費として計上させていただいたものである。次に、8款4項1目河川総務費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、河川総務一般経費並びに2の水辺の楽校経

費については説明欄に記載のとおりであるので、説明を省略させていただく。次に、4項2目の河川改良費である。同じく説明欄を御覧いただきたいと思う。1、急傾斜地崩壊対策経費で1,380万円を計上させていただいた。これは測量設計等委託料であって、花立地区の地滑り観測業務委託ほか2件の委託料として1,280万円を、また山北寝屋地区急傾斜地崩壊対策事業の県事業負担金として100万円を計上させていただいたものである。次に、2、河川整備促進経費で2,409万3,000円を計上させていただいた。これは、普通河川童子川の改修工事費253万9,000円と普通河川滝矢川工事に伴う水道配水管移設に伴う移転補償料2,150万円を計上させていただいたものである。次に、4項3目の河川海岸維持費である。次のページにまたがるが、説明欄を御覧いただきたいと思う。1、河川維持管理経費で1,669万5,000円を計上させていただいた。主なものとしたしては普通河川の修繕料で200万円を、施設の草刈り等の維持管理保全業務委託料で800万円を、また山北地区の準用河川恵ビス川の管渠補修工事として583万円を計上させていただいた。次に、154P、155Pを御覧いただきたいと思う。8款5項1目港湾費だ。説明欄を御覧ください。1、港湾一般経費だが、内訳については説明欄のとおりであるので、説明を省略させていただく。

都市計画課長

それでは、歳出の都市計画課所管分の主なものについてご説明させていただく。同じページのすぐ下になる。8款6項1目都市計画総務費の説明欄1、都市計画総務一般経費のうち中ほどの都市計画関係業務委託料1,200万円については、都市計画マスタープラン作成等の委託料である。次に、説明欄の2、歴史的風致維持向上計画推進経費のうち中ほどの測量設計等委託料1,519万1,000円は、無電柱化関係の委託料である。その下、歴史的風致形成建造物保存事業補助金2,226万6,000円は、建物8棟分、そしてその下の建造物外観修景事業補助金633万7,000円は、建物3棟分である。続いて、その下、説明欄3の都市計画総務費職員人件費は都市計画課都市政策室8人分の職員人件費である。続いて、156、157Pを御覧ください。8款6項2目街路事業費、説明欄1の都市計画道路整備事業経費のうち工事請負費635万円は、都市計画道路南中央線の道路改良舗装等の工事費である。同じページ、8款6項3目公園費の説明欄2の都市公園整備経費159万5,000円は、都市公園の遊具などの修繕、樹木の伐採や剪定などの維持工事の費用である。以上だ。

上下水道課長

それでは、158P、159Pを御覧ください。8款7項1目下水道整備費の説明欄1、下水道事業会計繰出金24億2,315万円だが、下水道事業会計の繰出金のうち下水道事業分だ。下水道所管分は以上である。

都市計画課長

同じ158、159Pになる。8款8項1目住宅管理費の説明欄1、住宅対策経費2,816万円のうち中ほどにある修繕料900万円は、公営住宅の不時修繕である。その下、工事請負費1,363万7,000円の主なものは、入居時の空き部屋修繕工事等である。説明欄の2、耐震改修促進事業経費196万2,000円については、木造住宅耐震診断及び耐震改修に対する補助金等である。その下になる説明欄3、住宅管理費職員人件費は、都市計画課5人分の職員人件費である。以上である。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長

飛んで、204P、205Pを御覧いただきたいと思う。11款2項1目公共土木施設災害復旧費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、公共土木施設災害復旧費だ。これについては費目計上であるので、説明を省略させていただく。以上である。

第2表 債務負担行為

(説明)

建設 課長 それでは、7Pをちょっとお開きいただきたいと思う。第2表の債務負担行為になるが、表の上から6行目で日東道地域活性化インターチェンジランプ部維持管理業務委託料である。これは地域活性化インターチェンジである神林岩船港インター、村上山辺里インター、朝日三面インターの3か所のインターチェンジについての国土交通省に管理をお願いするための委託料である。国土交通省における精算の関係上、契約期間が当該年度の5月1日から翌年度の4月30日となり、年度のまたがった契約となることから、債務負担行為をお願いするものである。以上である。

歳出

第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質疑)

菅井 晋一 127Pの地籍調査のことでお伺いする。塩谷の一部と檜原、板屋越、早稲田の一部というふうなことを聞いたのだが、これを実施すれば、檜原、板屋越辺りまでは終えることになるだろうか。

建設 課長 国土調査もAからF工程までとかなりの工程あって、今回やる工程が全部多分最後まで終わっていないと思うので、担当のほうからちょっと説明させる。

管理室係長(矢部) 国土調査事業については、檜原、板屋越、早稲田地区については、まずこれは令和3年度には現地調査に入るための前準備ということで、法務局の公図だとか登記を確認して、調査票であったり地図を作成する業務となっている。その後、次年度以降、現地調査等入りながら進めて、おおむね4年間程度でこの地区を完了していく見込みとなっている。

菅井 晋一 分かった。朝日は40年ぐらいもやっているのだろうか、進まないのだ。やっと7割くらいだろうか。合併前よりは大分予算がちょっと減っているのかなというふうには感じているので、ぜひ積極的に進めていただきたいということをお願いする。以上だ。

第8款 土木費

(質疑)

姫路 敏 149Pの一番下の道路維持管理経費なのだが、これって三之町のところ、桜の木、あれ毎年のようにあれなのだけれども、あれの伐採は個人宅なのでという話でいつも言っているのだけれども、あれいいかげんにあれしないと本当に倒れたり、この雪でまた曲がっているのかなというぐらいになっていると思うのだが、そういったものはこの中入っているのか。それとも、それどういうふう考えているか。

建設 課長 この経費の中には不測の事態のものも含まれているので、だからといって例の桜の木が入っているか實際上計上されているわけではないのだけれども、あの桜の木についてはもう何年も前から支障になるということで、所有者のほうには何度も足を

運んで申入れをさせていただいているし、毎年何かあったときには責任があるとは言われなくても、そういった形の文書をお願いして、対応していただくようにはお願いしているのだけれども、やっぱり個人所有であって、なかなかもうちょっと対応できないことがあるけれども、毎年毎年とにかく文書だけは出させていただいているところである。

姫路 敏 いや、何かあったときって所有者の立場になってというよりも、そこを通る人間、あるいは車両の立場になって物を考えた場合、何かあったときにはその車の人がもしそれでお亡くなりになったとか交通事故になったということになれば、ほら見ろ、おまえ、切らないからこうなるのだなんていう行政では困るわけだ。やっぱり行政として強制執行ではないけれども、何かそういったような形でものというのはできないものなのか。

建設 課長 そういった議論もいろいろしてはまいったのだけれども、空き家の状況とかと同じであって、私権があるので、なかなかお願いするしかないというのが実態である。

姫路 敏 今年度は毎年それ言っているのだけれどもでなくて、やっぱりしっかり方向性決めて、危ないものは切ると、そういったことをお願いして、それでまた雪が降ればもしかして今桜のふあつとなるけれども、雪降ってがあつとなつてきて、そこにどおんといったらもうアウトだからね。それは、副市長、あれだ、本当に行政の市民の安全と安心という部分だ、これは本当に。ぜひちょっと考えてもらいたいけれども、いかがか。

副 市 長 事故が起きてからでは確かに遅いというふうにも思う。ただし、法的なこともあるので、今建設課長が申し上げたようにそれらを十分確認しながら、被害の及ぶことのないように対応していきたいというふうに思う。

姫路 敏 何とかあれしてもらいたいなと思っている。毎年毎年こんなことを言っているのでは、何の進歩もないから。もう一つ、151Pの除雪対策経費なのだが、もうずっとここには消雪パイプの設置とか、そういった言葉はここには出てきていないけれども、全くできないのか。

建設 課長 この村上地区については、合併前に涵養量調査というか、地下水の調査をいたして、村上地域については三面川の伏流水がほとんどだということで、三面川の河床が下がってきて、地下水も下がってきているということで、それと併せて、先ほど委員おっしゃっていたけれども、瀬波地区のほうについては河床が下がったために塩水化が進んできているということで、基本的に新しいものについて村上地域については造らないで、今ある消雪パイプの井戸の中で余力のある部分については伸ばすけれども、ただそれもだんだん古くなってきて、伸ばすことも今できない状態で、改築更新というか、交付金をいただきながら更新事業を今やっているのが今のところである。ただ、一部荒川の幹線道路についてやっているところあるけれども、それについては井戸水もまだ出るところなので、その対応をさせてもらっているが、それ以外のところでは新たなものはやっていない。

姫路 敏 そうなってくると、やっぱりどうしても出てくるのは先ほど上下水道課長にもいろいろ質疑していたけれども、処理場の水の再利用、放流水の再利用ということも、これもこれは上下水道課だけの話ではなくて、同じく建設課も含めてちょっとそれらに当たるもの、国の交付金とかそういったものがあれば、ぜひ来年度の予算組みのときにはここにそういう言葉が出てくるような何か対応をしていただきたいと思いますと思うが、課長、どうか。

建設 課長 先ほどもお話あったけれども、下水道の処理施設の水を利用した消雪パイプということで、近々で上下水道課の職員とうちの職員と一緒に先進地ちょっと視察もしてきた。道路でやる場合にまず水の確保が必要なので、下水道さんのほうともいろいろ話はさせてもらっているのだけれども、処理水を結局受水して、まけるような状態にしないとまず消雪パイプはできないわけだから、そこらの施策というか、やり方について今下水道のほうと併せてちょっと研究をしているところである。

姫路 敏 瀬波のところのあの処理場は、今でこそちょっと臭いはしてこない部分も前はよく臭いしてきたのだ。それで、言っているのが今は岩船の排水、瀬波の排水もちろん、村上市街地のも全部あそこで引き受けているのだ。檜原のごみ処理場というのは関川村も入って、村上市全部のをあそこに持っていつているからいろいろとあるかもしれないけれども、瀬波のあのところにあなた方の排水も含め全部来ているの。私は、その中で松波町、隣のそこの近辺のところの、それも市道も何の対策もないまま、いいか、みんなの排水、便をあそこで処理していて、臭いもしてくるのだ、たまに、ご存じのように。それはちょっと酷な話だ。だから、早く消雪パイプができないのであれば、だからこそ処理場の水を再利用して消雪に使えるように、こういった具合の取組というのは真剣に考えてもらいたい。どうか。

副市長 再三ご答弁申し上げているように、そういったことで地域の皆様方には大変ご協力をいただいているということには感謝申し上げたいと思う。今ほど両課長が申し上げたように研究をしているということであるので、いましばらくの時間をいただきたいというふうに思う。お願いする。

上下水道課長 尾形 修平 あわせて、臭気対策についても今真剣に取り組んでいるので、よろしく願います。153Pの河川維持管理経費の清掃協力者謝礼の80万円、これ前にもたしか聞いたことあるような気がするのだけれども、この内訳ちょっと教えてもらえるか。

管理 室長 建設課の風間だ。内容なのだけれども、私どもが管理している普通河川が多くある。上海府から北側の沿岸部の集落のほうに河川管理の維持の観点から清掃をお願いしているといったところの謝礼金になる。

尾形 修平 これ実は昨日農水と商工観光のほうの委員会あって、私海岸の漂着物に関するものに関して質問したら、それは環境課だろうということで皆さんからバッシング受けたのだけれども、私も以前市民厚生にいていろいろやってきたのだけれども、そういう費目なかったなという思いがあって、環境課行って確認してきたところ、環境課のほうではしていないと。環境課でやっているのは、集落で集めてもらったごみ袋の提供とか搬出とかはやっているけれども、それ以外のものに関してはしていないと。昨日の質問は県で、振興局でやっているのだけれども、その境目というかが分からなかったわけ。春先今もう終わっている集落もあるし、やっていない集落もあるのだけれども、こうやって地元の方だけのそれこそボランティアでやってもらっていていいのかいという思いが私の中にあるわけで、昨日質問させてもらったら、環境課でもないし農水でもないし商工観光でもないということで、春先のこの荒れたときに確かにごみは上がるけれども、通年でやっぱり笹川流れを売りにしている村上市にとって海岸の漂着物、ごみというのは本当に俺はマイナスだと思っているわけだ。その辺まず河川に関しては、建設課のほうで予算取っているわけなのだけれども、市のほうとしてもうちちょっと集落に、例えば協力金とか報償金とかというのを出しているというふうには伺っていたのだけれども、これ建設課から出ているというふうに伺ったのだけれども、費目見てもないし、どうなっているのかなと思

- って、ちょっとお聞きしたいと思う。
- 建設 課長 委員おっしゃられるようなこと当然なのだと思うのだけれども、県の海岸管理と、それから市のほうの普通河川の管理の区域がちょっとファジーな状態というか、曖昧な状態になっていて、そういったところを中心に地元の人をお願いしているところの謝礼というかであって、あとそれ以外の例えば波浪によって大きなものが入ったとか何かというのはうちのほうの河川管理でやっているという状況であって、言われたとおり美化的な意味でやるとなれば、こんなお金でなんていうことには多分ならなくて、あくまでもボランティアの域のところの謝礼でしかないのだけれども、そこらについてはまた考えてみたいと思うけれども、なかなかこれを増やすと今度海岸区域もう全部いろいろボランティアでやってもらっているところもあるものだから、そこらの兼ね合いも含めてちょっと調整をしてみたいと思う。
- 尾形 修平 これ県のほうに、海岸、村上市だけで50キロも持っていて、全て県にお願いするというのも県のほうとしても限られた予算の中でやっている中で容易でないと思うのだ。だから、下海府、上海府のこうやって集落の皆さん、また瀬波の海岸にしてみれば、またそれもいろんな団体のボランティア入っているし、特にひどいと思うのは建設課長おられる岩船地域なんていうのは本当に風、波来るたびにあれだけのごみが出るわけだ。そして、一回立派になったなと思えば、一波でまた同じ状態になっているわけだ。だから、そういうのを地域のボランティアだけに頼っているのではなくて、やっぱり行政としてもある程度力というか、予算かけてもやらなければならないのではないかなというのが私の思いなので、その辺の課長の答弁多分難しいと思うので、副市長どう思う。
- 副 市 長 おっしゃるとおりかと思う。地域の方々のボランティアに頼っているという現状があるというふうに思う。海岸部のみならず、今農村部でも雪解けとともに春の作業を迎える今の段階では非常に圃場に、田んぼに空き缶等のごみも散々しているというふうな状況もあって、これもやはり地域の方々のボランティアによって耕作前の美化活動を行っていただいているという状況である。環境を考えれば、そういったボランティアに頼るだけではなくて、市としても今後対応していけるようにここも十分研究してまいりたいというふうに思う。ありがとうございます。
- 尾形 修平 これ国のほうから、県のほうにも海岸漂着物に関しては補助金というか、交付金出ていると思うのだけれども、それというのは市のほうにはないものなのか。俺がいつも不思議に思っていたのだけれども。
- 建設 課長 直接的に京浜地、いわゆる海岸地が県の管理であるので、市がそこに経費を投入することも本来は違う話で、補助金等についても当然京浜地で県が所管している部分なので、市に直接そういった漂流物でのお金が来るとか、そういったものは今のところちょっと聞いてはいない。
- 姫路 敏 今回の件なのだけれども、私のところは瀬波の大字瀬波区で毎年海水浴前と後でやっ
てはいるのだけれども、到底人の手で拾えるものの範囲というのは物すごく小さいのだ。いや、一生懸命拾うけれども、それに合わせて大きな何か訳の分からないものまで漂流してきたり、怖いものもあつたりもする部分もあるので、いや、確かに県のあれもあるけれども、市としても見るとあれやっぱりブルか何かぐあつと来てやらないと、とてもでないが人の手に負えないようなところもあるから、本当に真剣にもうちょっと踏み込んでやってもらいたいなと、こういうふうに思う。もう一ついいか。153Pの1番、排水路のところだ。排水路維持管理。ここに草刈りとかい

建設 課長 うのを言っていたよね、説明で。1,000万円か。これ道路のところのも含めて、草刈りの要望ってすごく多くないか。建設課の所管やら農林水産関係の所管やらいっばいろいろ所管があるにしても、去年あたりもすごくあるのだけれども、どんなか。おっしゃるとおりで、草刈りの要望も含めて、道路も河川も含めて多くある。ただ、私どもも限られた予算の中でやっていて、国、県もそうなのだけれども、昔は年2回、3回やっていたのをもう1回しかしないということで、儉約しているわけではないのだらうけれども、予算の関係があつてということで、うちのほうもそういったことで隔年にしたり、危険な箇所を優先的にとかという形でやらせてもらっているのが実情であつて、要望で聞いている部分については、おっしゃるとおりいろいろと伺っているけれども、その状況を勘案しながら、ひどいところに対しては対応できるような形でやっているのが実情である。

姫路 敏 それで、瀬波のまちづくり協議会では町内で草刈り、環境衛生関係の補助金がつくのだ。2万円ぐらい。その2万円の中で町内のいわゆる燃料代にしたり刃換えたり、そういったことで、ゴミ袋はさっき言った環境課のほうから出てくるのであれだけれども、それで草刈っているの。集落の脇、町内の周りのどこまでが村上市で瀬波区で個人なんていうのを問わず、草をみんなで刈っているわけ、そこ、そのお金で、そのお金を利用して。だから、何を言いたいかということ、まちづくり協議会では2万円出してそれやっているので、建設課含めまちづくり協議会ともあれして、集落の、町内のあるところのいわゆる5万円やるから、例えばの話、5万円で環境整備してくれないかと。そうすると、ああ、あそこの田んぼの、田んぼというか、あそこの畑の脇の道だなとか、みんなそういうふうな中で町内で割り振りして、逆に言うと環境衛生のためにやってくれないかということ、そっちのほうの方がよりよく草刈りのもうまくいくと思うのだ。誰も文句言わない。集落の中でみんな草刈って、市のどこだか何だかよく分からないけれども、みんな刈って、きれいにするけれども、そういった形というのは考えられないか。言われて、業者に頼んでいくとか、そういうことではなくして、いるのだ、集落の中に草の刈りたいような人が、逆に言うと。その人にお金渡して、やってもらうような仕組みづくりとか、ちょっと考えてもどんなか。

建設 課長 そういう話もあるかと思う。実を申し上げますと、道路だけではなくて、河川なんかも地元をお願いしてやってもらっていた経緯もあるのだが、最近もう地元でもみんな年取ってきたので、市のほうで対応してくれということ逆に戻されてきていて、うちのほうで業者頼んで対応するしかないような状況も出てきているので、ただ今まちづくり協議会が活発で、もうやってもいいよというような部分があるのであれば、そういったところも検討はするべきだと思っているけれども、現状として地区、地区によっては、もうとても今までは対応していたけれども、ボランティアで対応してくれたところもあるのだけれども、対応できなくなったから、それはもう今後市でやってくれというようなことでかなり戻されてきているのがあつて、どんどん、どんどん増えているというのが正直なところ実情である。

姫路 敏 それは建設課というよりまちづくり協議会通すとうまくいく場合があるよね。まちづくり協議会で環境美化というような項目で、そこでうちの町内2万円まちづくりからいただいて、そしてやっているのだ。そんなことも含めてちょっと今後検討してみてください。相当来るよ、草刈ってくれというのは、1,000万円では足りないと思う。

建設 課長 さっき1,000万円と申し上げたけれども、予算上は4,700万円である。

(何事か呼ぶ者あり)

建設 課長 排水路。道路。排水路か。失礼。今排水路であればけれども、道路であれば4,700万円。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2表 債務負担行為

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第5号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（川崎健二君）閉会を宣する。

(午後 3時04分)